

外国免許証の切り替え手続きについて

外国等の運転免許を切り替える場合は、外国等の運転免許証を取得後、その国等で、通算3か月以上の運転経験（滞在）があることが要件になります。

● 外国等の運転免許証を切り替える際に必要なもの

□ パスポート（旅券）

海外で免許を取得した頃から現在までの、その国等の出入国がわかるもの。

それを証明するパスポートを持っていない場合や、パスポートにその国等の出入国印がない場合は、パスポートの他にも3か月以上滞在していたことが証明できる書類

※ その国等の入国管理局等が発行する出入国記録等の証明書（発行までに一定の期間を要する場合があります。）

※ 在外公館が発行する在留証明書

※ 申請者の勤務先が発行する駐在証明書
等があればご持参ください。

★ 上記の書類でも、証明内容によっては、他に
申請者名の就労証明書

申請者名義による滞在期間中の公共料金（電気、水道、ガス等）の検針票や領収書

申請者名義の航空機や公共交通機関等のチケットの控え（入国日、出国日がわかるもの）

申請者あての郵便物（滞在期間中の消印があるもの）

申請者名義の賃貸住宅（アパート）などの契約書や領収書等（住所や契約期間等が分かるもの）

等が合わせて必要になる場合があります。

□ 外国等の運転免許証（有効期限が残っているもの）

□ その免許証の翻訳書（日本自動車連盟、ジップラス(株)、または、その国の大使館のものに限ります。（台湾の運転免許については、台湾日本関係協会も可です。））

※ 外務省【駐日外国公館リスト】

HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/>

※ 日本自動車連盟山梨支部（通称JAF）山梨県甲府市徳行三丁目14番25号
電話 055-224-9977

HP <https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/>

[switch-to-japanese-license](https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/switch-to-japanese-license)

※ ジップラス株式会社

電話 050-1731-8335

HP https://ziplus.jp/switching_license/

※ 台北駐日経済文化代表処 電話03-3280-7878

- 住民票抄本
国籍（日本人にあっては本籍）が記載されているもの
個人番号（マイナンバー）の記載は必要ありません。
住所が山梨県内の市町村のもの
- 写真 2枚
縦3.0cm×横2.4cm、無帽・無背景、6ヶ月以内に撮影したもの
- 印鑑（お持ちの方は、持参してください。）
- 手数料
切り替える運転免許証の内容や状況によって異なります。
試験手数料と交付手数料等合わせて、5,000円～6,000円位になります。
- ※ 試験手数料 … 普通：2,550円、原付：1,500円
大型・中型・準中型：4,100円
その他の免許：2,600円
- ※ 交付手数料 … 2,050円
- 国際運転免許証（所持している方は、必ず持参してください。）
- 日本の運転免許証（所持している方は、必ず持参してください。）
- 当該国の免許経歴証明書
※ 免許証の内容によっては、必要になる場合があります。

● 外国免許の切り替え手続きの方法

- 手続きの申込みについては、すべて予約制 になっています。
まずは、事前に予約をお願いします。（予約受付時間：平日16:00～17:00）
現在、帰国者や入国者が増加しているため、予約が取れるまでに時間を有しております。
- 予約当日は、提示された運転免許証等の書類審査やご本人の免許経歴等について面接を行います。
- 書類審査が終わると、試験を受けていただきます。
試験も予約制になっていますので、後日になる場合があります。
視力等の適性試験と、日本の道路交通法に基づいた知識・技能の確認を行います。
合格後、日本の運転免許証が交付になります。
- 提示された免許証の形式審査や面接の結果等により、切り替えることができない場合もありますので、ご承知ください。

個人個人の運転免許証の内容や状況によって違いますので、ご不明な点は、電話等でお問い合わせください。

● 予約受付・問い合わせ先

山梨県警察本部交通部運転免許課試験担当

山梨県南アルプス市下高砂825（山梨県総合交通センター）

電話：055-285-0533(代) 内線：582、583

- 予約等受付時間 平日 午後4時00分～午後5時00分